

日本教育情報学会 年会企画委員会規則

(目的)

第1条 日本教育情報学会定款第5条1項に定める事業を遂行することを目的とし、年會を継続的に確実に実施するため、年会企画委員会（以下、企画委員会という）を設置する。

2 企画委員会は、年度毎に置く年会実行委員会の設置について会長に助言する。

3 企画委員会は、年会実行委員会に対して指導、助言を行い、業務を監査する。

(構成)

第2条 企画委員会の責任者として企画委員長を置く。企画委員長は、会長が会員の中から指名する。

2 企画委員会に副委員長、幹事および委員若干名を置く。副委員長、幹事および委員は企画委員長が指名し、学会運営委員会に報告する。

3 企画委員長の任期は、本学会会長の任期に準じる。ただし、新たな企画委員長の指名があるまでは、引き続き在任する。副委員長、幹事、委員の任期は企画委員長に準ずる。ただし企画委員長、副委員長、幹事および委員の再任は妨げない。

(委員会)

第3条 企画委員会は企画委員長が必要に応じて招集する。

(任務)

第4条 企画委員会は、年會の継続的開催を任務とし、次の事項を審議し実行する。

(1) 年度毎の年會開催地および年會実行委員会担当者の選定についての会長への助言

(2) 年會実行委員会からの要請に基づく年會業務に対する指導・助言

(3) 年會実行委員会の業務監査

(4) 各年度の年會実施記録の保管・整理・継承

(5) その他年會に関する事項

(開催)

第5条 企画委員長は、次の事項を審議するために企画委員会を開催しなければならない。

(1) 年度毎の年會開催地および年會実行委員会担当者の選定

(2) 年會実行委員会の会計監査

(3) 年會実行委員会からの要請に基づく審議事項

(4) その他、年會に関する事項 ただし、年會実行委員会の任務に属する事項は除く

2 前項(1)を除く事項については、迅速な決定が必要な場合、電子メール・FAX等の通信による審議を行うことができ、その決議事項は企画委員会の決議とみなす。

(報告)

第6条 企画委員長は、企画委員会を代表し、本学会運営委員会に審議された事項を報告しなければならない。

2 年會実行委員会から要請があった場合は、年會実行委員会に出席しなければならない。

(補則)

第7条 第1条の目的を達成するために必要となる細則等については、企画委員会において別に定め、本学会運営委員会に報告する。

附則

この規則は、2016年8月22日から施行する。